

様式第1号（第4条関係）

| 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書 | | | | | | | |
|---|----|--------|------|--|---------------------|-------|-----|
| 事業の種類 | | 事業場の名称 | | | 事業場の所在地 | | |
| | | | | | | | |
| 減額の特例許可を受けようとする労働者 | 氏名 | 性別 | 生年月日 | | 減額の特例許可を受けようとする最低賃金 | 件名 | |
| | | | | | | 最低賃金額 | 円 |
| 精神又は身体の障害の態様 | | | | | 支払おうとする賃金 | 金額 | 円以上 |
| 従事させようとする業務の種類 | | | | | | 減額率 | % |
| 労働の態様 | | | | | | 理由 | |
| 減額の特例許可を必要とする理由等 | | | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | | | |
| 都道府県労働局長 殿 | | | 使用者 | | 職 | | |
| | | | 氏名 | | 印 | | |

注意

- 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。
- 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること（地域別最低賃金及び特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。）。
- 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

減 額 率 算 定 表

(精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者)

1 労働能率の比較

(1) 比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低賃金と同程度以上の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有する方を「比較対象労働者」として選んでください。

| | |
|-----------|--|
| 減額対象労働者氏名 | |
| 比較対象労働者氏名 | |

(2) 作業内容（減額対象労働者の主たる作業を記入）

| | |
|------------|--|
| 作業内容（具体的に） | |
|------------|--|

(3) 対象労働者の作業実績

| 作業月日（曜） | 比較対象労働者 | | 減額対象労働者 | | 備考 |
|-------------------------------|---------|------|---------|------|----|
| | 作業時間 | 作業数量 | 作業時間 | 作業数量 | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 月 日（曜） | | | | | |
| 合 計 | | | | | |
| 1時間当たりの 平均作業量 | ／時間 | | ／時間 | | |
| 比較対象労働者 に対する労働能 率の割合（%） | ① | 100% | ② | % | |

| | |
|---------------------------------|---|
| 最低賃金法施行規則第5条の表による率 (① - ②) | % |
|---------------------------------|---|

2 職務の内容、職務の成果等について（最低賃金法施行規則第5条柱書）

(1) 職務の内容（職務の困難度、責任の度合い）

(2) 職務の成果（一定時間当たりの労働によって得られる結果）

(3) 労働能力（指示の必要性、複雑業務の遂行の可否）

(4) 経験等（これまでの経験。今後その経験を生かしてどのような能力を発揮することが期待されるか）

3 減額率

| | |
|---|--|
| 職務の内容、職務の成果、労働能力、 経験等を勘案した 最低賃金法施行規則第5条の減額率 | |
|---|--|

%